

編集後記

▼04年秋の地震後三度目の春を迎えました。「中越大地震と教育」研究の計画は当初からのものですが、態勢が整わず、このように遅れてしまったことをお詫びします。今号では、はじめての横書き、しかも図表が多く、版下づくりには大変苦労しました。

▼“暖冬をよるこぶ語尾にでもが付き”最近の「朝日」柳壇（新潟版）で見た研究会員の作です。雪のない冬を単純に喜べないのは地球温暖化のせいではないかという不安があるからです。夏の水不足も心配です。

▼教基法は今年の12月に改定されました。これからは、それに基づく法律の改定で、愛国心や公共の精神の押しつけなど、国家主導の教育がいつそう強まるでしょう。人権を敵視する伊吹文科相の「人権メタボリック」発言に見られるように、個人の尊厳はおとしめられていくでしょう。人権が尊重されてこそ学校におけるいじめや不登校は減るのです。文科相は教育を知らない。

▼教員免許更新制は、10年毎に大学で30時間程度の講習を受け、テストに合格しないと免許が剥奪されます。医師や看護師の免許制と比較しても一段ときびしい教員をバカにした仕組みです。教員の研修は学校の同僚に支えられながら、子どもの実際の把握を通じて育まれていくものです。その努力は数十年にわたって積み重ねられてきた日本の学校文化です。日本の教師は劣悪な教育条件のなかでも世界的に優れた実績をあげてきました。

▼新潟県教委の高校学区廃止、全国一斉学力テストなど競争を一段と煽る施策は、研究所のいつそうの奮闘を求めています。財政面のご支援をお願いします。（吉田）

事務局から

▼さきの国会で、研究所が理念とする教育基本法が改悪されました。この「改正」教基法反対運動のなかで、新潟県が当面する教育問題について小中学校長および市町村教育長に対するアンケート調査を行いました。773通に及び、その約2割にあたる151通のきわめて真摯な回答を得ました。これは、研究所にとって初めての経験でした。

▼次号は、特集のひとつとして「校長・各自治体教育長に対するアンケートから何を学ぶか」とともに「新教育基本法のもとで、これからの新潟県の学校教育をどのようにつくりたいけばよいか」を企画し、校長から寄せられた教育行政に対する批判や意見の背景や実態を明らかにしながら、いまの新しい状況に対応したいわば研究所としての「新しい学校論」をつくりだしていく出発点にしたいと考えています。

▼そして、もうひとつの特集は、教基法改悪後の教育は具体的にどのようなになるのか、これからの教育運動はどうすればよいか、それを全国的、世界的視野から探求することになると思います。（内山）

にいがたの教育情報 NO.89

2007年3月25日発行

編集・発行 にいがた県民教育研究所
発行人 長 崎 明

7951-8110 新潟市東中通1-86 山崎ビル
電話・FAX(025)228-2924
振替口座・00640-0-12332
Eメール kyoiku@triton.ocn.ne.jp

印刷所・中央印刷さびす

本誌内容の無断転載を禁じます。